

第33回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月24日（金）午前9時39分から10時04分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎		
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
	3番	高田 真盛	6番	中之藪 堅二郎
	7番	寺内 秀昭	8番	福 富久
	9番	原 雅喜		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	崎田 善昭	ニ.	原田 晃生

4. 欠席委員

農業委員	4番	黒木 りか	5番	小山 幸良
------	----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

ホ.	上妻 亜紀	ヘ.	小脇 尚武
ト.	野里 一則	チ.	雨田 俊哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 才川 いずみ

農地集積支援員 牛野 学

7. 会議の概要

議長 これより、第33回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号2番 砂坂浩一郎委員、6番 中之藺堅二郎委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：A、譲受人：Bほか2件を議題にします。

議長 それでは、事務局より、議案第1号の説明をお願いします。

事務局 整理番号1番につきましては、地区担当の5番委員が欠席のため、本議案の説明に続き、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。事務局。本日、係長が公務出張のため、代わりに資料を読み上げます。

資料の1ページをお開きください。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転3件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、大阪府東大阪市〇〇番××号 A。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Bです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか2筆。地目は田、地積は3筆合計●●m²です。

所有権移転で、理由は贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、2ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は5ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、栃木県宇都宮市〇〇××番地 C。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目は畑、地積は2筆合計●●m²です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、3ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は10ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Fです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●m²です。

所有権移転で、理由は売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、4ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は15ページから添付しております。

以上の3件につきましては4月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

- 事務局 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。
整理番号1番、AさんからBさんへの所有権移転の件ですが、AさんはGさんの娘で、Bさんとは親戚になります。川の移設工事も進み、管理道路も整備されており、現地調査の時は水稻の作付けも終わっており、何ら問題はないと思われます。
- 議長 続きまして、整理番号2番・3番については、地区担当の6番委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 6番委員 2番のCさんとDさんの件ですが、2人は親戚関係でもないんですけれども、たまたま実家が近所であったということで、Cさんの実家は空き家になっているんですけれど、その前に農地があり、これまで荒れていたんですけど、Dさんの方が整地をして、今後、馬鈴薯を作ろうかなと思案しているところです。Dさんは会社員の傍ら、以前から母親と一緒に甘藷などを作っていたようで、これからも活用されるものと思います。
3番のEさんとFさんは親戚関係ではございません。Fさんは会社員の傍ら、お父さんの手伝いで牛飼いをしています。19ページの図面をご覧くださいと、現地は原野化しておりましたが、周りはFさんの農地に囲まれており、合わせて管理するとのことでした。
- 議長 ただいま説明が終わりました。
これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「異議なし。」の声あり）
- 議長 異議がないようですので、議案第1号について、採決を行います。
原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）
全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：H、譲受人：Iほか1件を議題にします。
それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。
事務局。
- 事務局 資料の20ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求められるもので、転用申請が2件です。
整理番号1番。譲渡人が、大阪府大阪市〇〇番××号 H。
譲受人が、熊毛郡中種子町〇〇××番地 Iです。
土地の所在は、〇〇字▽▽××番で、登記地目は畑、地積は●●㎡です。
工事計画は、令和8年5月～8年12月までの8ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費 居宅〇〇円、カーポート〇〇円の合計〇〇円となっており、全て融資で賄うものです。

転用目的は、一般住宅、その他（カーポート）です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで子供も成長し手狭になったため、当該地を買い受け、一般住宅を建築するものです。」とのことです。

一般住宅の面積基準である 500 m²を超えておりますが、申請地の北側東側法面部分を除いた建物敷地としての有効面積は●●m²となっておりますとの理由書が 26 ページに添付されております。

周囲の状況につきましては、東側に里道、南側一部に公衆用道路、それ以外は宅地で囲まれております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料 27 ページの被害防除計画書をご覧ください。

(1)造成計画の内容としては、盛土（最高 0.3m）、切土（最高 0.3m）を行う。それに伴い緩衝地を設ける。

(2)用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経て、東側里道の側溝へ排出します。

なお、申請地は農業振興地域外で、農地の区分は「第 3 種農地」の「300 m 以内農地」に該当します。その他参考資料は 21 ページから添付してあります。

この件につきましては、4 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 J。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 K です。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番で地目は田、分筆申請はこれからとなりますが、建物敷地の分筆後地番が××番の一部㉟、分筆後の地積が●●m²のうち●●m²、進入路の分筆後地番が××番の一部㊿、分筆後の地積が●●m²のうち●●m²です。

工事計画は、令和 8 年 5 月～9 年 3 月までの 11 ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費 居宅〇〇円、物置〇〇円の合計〇〇円となっており、全て自己資金で賄うものです。

転用目的は、進入路及び一般住宅です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで手狭なため、当該地を買い受け一般住宅を建築するものです。」とのことです。

一般住宅の面積基準である 500 m²を超えておりますが、申請地の北側は進入路が●●m²であり、建物敷地は●●m²となっております。

周囲の状況につきましては、東側・南側が譲渡人所有の農地で 5 月以降

に北側については非農地申請を行い、南側については本申請譲受人が農地法第3条申請により取得予定で、北側に町道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料38ページ・39ページの被害防除計画書をご覧ください。

(1)造成計画としては、盛土（最高3.3m）、切土（最高1.4m）を行う。それに伴い緩衝地を設ける。

(2)用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水は汲み取りとなります。生活雑排水については、溜桝（グリーストラップ）を経て、南側に設置予定のバイオジオフィルターを配し、農業用貯水池に排出します。

申請地につきましては未申請のため、36ページに承諾書を添付しておりますのでお目通しください。

なお、申請地は農用地区域外で、農地の区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は31ページから添付しています。

この件につきましては、4月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、6番委員、お願いします。

6番委員 整理番号1番の譲渡人と譲受人の関係は親戚関係ではございません。譲受人の住所は申請の段階では中種子町でございますが、現在は〇〇に住んでおります。この人は〇〇に勤めております。奥さんが〇〇の娘さんということで、最近入籍し、その近くに住んでいます。建築予定地の隣人はいとこであります。申請地は住宅に囲まれておりますので、問題はないものと思えます。

議長 長 整理番号2番、8番委員お願いします。

8番委員 譲渡人のJさんと譲受人のKさんは親戚関係ではございません。Jさんが以前働いていた製茶工場でKさんの奥さんが従業員でおり、話をしていたということです。

41ページをご覧になると分かりますが、Kさんの奥さんが住宅を建てる黒い斜線に囲まれた農地の残りの部分を自然農法で稲作をしたいということもあるようです。Jさんは高齢であり、奥さんを数年前に亡くされたことから申請地を放置気味でしたので、有効活用されるのでしたらよろしいのではないかと思います。

議長 長 質疑はありませんか。

6番委員 承諾書の中のバイオジオフィルターというのが聞き慣れないのですが、

教えてください。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 私も詳しくは知らないのですが、ネット検索しますと棚田のような作りで花崗岩の砂利や瓦チップで、油分・プラスチック・野菜くずを取り除き、水耕性植物の根にいる微生物の力を利用して、浄化するシステムだと聞いています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 以上で、第33回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。